**町内会館・自治会館建設費補助金について**

会館建設及び改修工事等の補助金手続きは、以下のようになっています。

計画段階でご相談いただくとともに、要望時期までにはある程度詳しい内容がわかるような計画書等の準備をお願いいたします。

**１　建設の相談**　　　　**建築計画等がある場合には、なるべく早い時期に市へご連絡くだ**

**さい。**（随時）

**２　補助金要望の提出**次年度建設の場合：当該年度の８月末までにご提出ください。

※災害など緊急を要する工事の場合は、随時、ご連絡ください。

　　　　　　　　　　【必要書類】（素案で可）

　　　　　　　　　　　 ①事業実施予定報告書（様式あり）

　　　　　　　　　　　 ②計画図書（場所の案内図、建築の場合計画図等）

③見積書

④収支計画案

**３　補助金申請書の提出【**補助金額】

**（事業実施の前）**　　 ①工事費６０万円以上の新築、比較的大規模な改修工事等の場

合、工事費の１／３の９割以内で５４０万円を限度とする。

②複数の町内会等が実施する場合、２つで８１０万円、３つで

１，０８０万円を限度額とする。

③用地取得の場合、取得費の１／３の９割以内、市街化区域の場合５４０万円、市街化調整区域の場合２７０万円を限度とする。

④複数の町内会等が実施する場合、市街化区域の場合２つで

８１０万円、市街化調整区域の場合４０５万円、３つでの場合、市街化区域の場合１０８０万円、市街化調整区域の場合

５４０万円を限度額とする。

　　　　　　　　　　【必要書類】

①補助金申請書・収支予算書（様式あり）

②施設案内図

③配置図

④平面図（各階）

⑤立面図　　　　　 建築の場合

⑥確認通知書

⑦見積書２社以上

**４　補助金の交付**

**５　実績報告書の提出**　【必要書類】

**（事業実施後）**　　　　①実績報告書・収支決算書（様式あり）

②領収書関係（用地の場合は売買契約書の写・登記が完了して

いる場合にはその写しなど）

③写真

**担当：地域防災課　地域振興係　５５８－１３９４（直通）**